

第2章 総論

第2章 総論

第1節 災害時における公衆衛生活動とは

第1項 災害時公衆衛生活動の方向性

災害時公衆衛生活動は、被災者の生命と安全の確保を図り、被災による健康被害を最小限にし、その後の二次的な健康被害の予防を図り、被災地の復興に併せ、被災者の復興（被災者の心の復興など目に見えない課題を克服すること等）を目指すことを目的とする（図4）。

そのため、災害発生直後は医療救護活動への対応が必要であるが、救命救急等の医療体制の確立後は、被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、プライバシーの保護等に配慮しながら、予測性をもった計画的・継続的な支援が大切である。

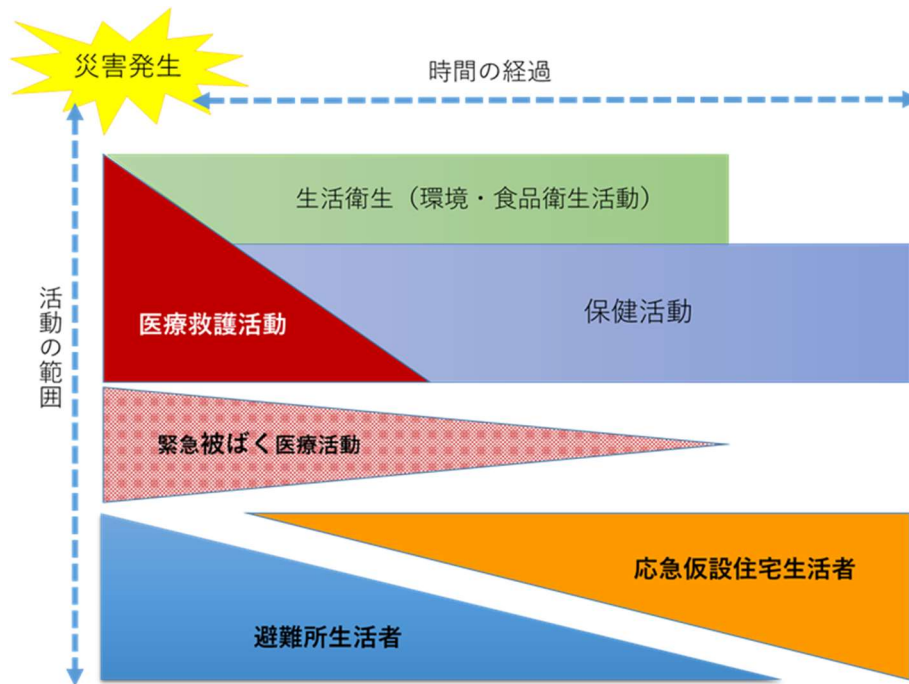


図4 災害発生後の公衆衛生活動の展開

第2項 健康危機管理の視点

保健福祉事務所（保健所）は地域の健康危機管理の拠点であり、地域における災害時の健康危機管理体制の確保とともに、その機能強化に努める。

保健所長は、地域の健康危機管理に対して、迅速かつ適切に災害時公衆衛生活動方針を決定するとともに、危機管理を実行する管理責任者として、災害時医療活動と連携した公衆衛生活動の確立を図る役割を担う。

第3項 支援に当たっての基本姿勢

支援に当たっては、現地職員（市町村職員等）も被災者であることを念頭におき、被災地の住民への支援活動とともに、現地職員も支援する役割を認識して行動する必要がある。混乱の中で、現地職員が適時に指示を出すのは困難なことも考えられるため、公衆衛生スタッフは、支援業務や公衆衛生活動について、自ら考え、現地の了解を得ながら主体的に活動する姿勢が重要である。また、公衆衛生スタッフが被災者への直接的支援のみならず、市町村や保健福祉事務所の通常業務を担うことも、被災地支援であることを認識しておくことが大切である。

第4項 公衆衛生スタッフの活動内容

公衆衛生スタッフの活動内容は、「直接的支援」（表2）、「情報収集、ニーズ調査、計画策定・評価」（表3）、「関係機関連携」（表4）を前提として、公衆衛生スタッフが互いに連携し、一貫した中長期にわたる継続的支援体制を早期に構築し、表5に示す点に留意しながら個別及び地域への支援活動を実施する。県の支援のもと、市町村が中心となり、避難所を含む地域全体に対して、応援派遣公衆衛生スタッフ、医療救護班、住民代表、ボランティアセンター等と連携した公衆衛生活動体制を早期に確立する。

ただし、災害発生直後には、DMAT等が行う医療との役割分担を踏まえた医療救護の支援対応が必要となる等、状況に応じて臨機応変に再編・統合を図りながら活動することが求められる。（第2章 第3節 DMAT等・医療救護班による医療活動と公衆衛生活動の連携参照）

表2 直接的支援

所在	項目	支援内容(例示)
避難所	生活環境面	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境の把握と公衆衛生上必要な調整 感染症、食中毒等の予防のための衛生管理に関する指導助言 感染症等の患者の隔離、清潔、消毒等の指導 睡眠環境の確保、改善
	運営面	<ul style="list-style-type: none"> 避難所責任者、代表者との連携による支援体制の整備 公衆衛生活動に必要な情報の収集と関係部署への報告 医薬品、防疫薬品、衛生材料等の衛生管理に関する助言等 水・食料品等の衛生管理に関する助言 食事提供の栄養管理、衛生管理に関する助言 関係者ミーティング（避難所責任者、代表等を含む）への参加 要配慮者の継続支援のための、管理台帳等の作成 保健、医療、福祉、介護等各担当部署との連携・調整 公衆衛生活動に必要な職種・マンパワー量の積算と投入への提案 公衆衛生活動に関する避難所運営状況について、関係部署への報告・連携・調整 原子力災害医療活動に関する避難所運営状況等情報収集及び連絡調整 原子力災害拠点病院への移送調整
	住民支援	<ul style="list-style-type: none"> 救護所や福祉避難所等の調整・連携 健康相談（巡回）等による要配慮者の把握 健康調査等による健康状態の把握 福祉避難所・介護保険施設への入所、医療機関受診が必要な被災者への支援 療養指導や他職種連携等を要する被災者への支援 感染症対策（咳エチケット・手洗い励行、予防接種等）の実施 二次的な健康被害対策（健康相談、健康教育、健康診査等）の実施 応急仮設住宅等へ移行するケースに対する公衆衛生上の処遇調整 長期的な避難所生活を要する被災者に対する健康相談 放射線被ばく又はおそれのある者に対する診断及び医療措置 安定ヨウ素剤に係る住民への情報提供 原子力災害の状況及び放射線被ばくに関する情報提供 心のケア対策の実施
在宅・車中・テント泊等	被災者の健康把握	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の所在把握及び安否確認 車中・テント泊の把握と深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群）の予防支援 要配慮者への個別支援 訪問による健康調査 原子力災害の状況及び放射線被ばくに関する情報提供 心のケア対策の実施
応急仮設住宅	住民代表連携・調整	自治会等の住民代表との連携
	被災者の健康把握	入居者の健康調査、要配慮者等の継続的支援
	コミュニティー支援	<ul style="list-style-type: none"> 自治コミュニティー住民代表との連携・調整 コミュニティーの支援（集団健康教育、集いの場の提供等） 自治体の関連情報の提供 心のケア対策の実施
その他	通常業務の実施 職員の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 各種公衆衛生関係事業の再開 職員の健康管理（休息確保、健康相談、検診、被ばく管理等） 職員の心のケア対策の実施

表 3 情報収集、ニーズ把握、計画策定・評価

項目	具体的内容(例示)
情報収集・ニーズ把握	<ul style="list-style-type: none"> 被災者に対する情報収集や分析整理、資料作成 公衆衛生活動に関する活動記録、集計、統計 被害が予測される個人・集団・地域のリストアップ
計画策定・評価	<ul style="list-style-type: none"> 必要な職種やマンパワーの算出と調整 フェーズ各期における災害時保健活動計画作成と実施・評価・見直し 健康状況把握のための調査や健康診査等の実施の検討及び準備 医療チーム等外部支援活動収束へ向けた検討や調整 通常業務再開へ向けた検討・調整（中止・延期・変更等）

表 4 関係機関連携

所属	留意点
災害対策本部(支部)等 (本庁・保健所・市町村)	<ul style="list-style-type: none"> 公衆衛生活動方針の決定及び初動体制づくり 被災地の状況や活動状況について関係機関への報告 情報提供体制の確立と周知
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 地域災害拠点病院、地域協力病院等及び医師会、歯科医師会、薬剤師会や医療救護班との連携及び巡回医療計画等との調整 保健・医療・介護各担当部署及び専門支援チーム等との対策検討
報告・引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> 関係者ミーティング（連絡会議等の実施） 応援派遣公衆衛生スタッフ、ボランティア等から被災地職員への活動記録などの引継ぎ

表 5 支援活動の留意点

	項目	留意点
個別及び 家族への 支援活動	(1)相談的対応	被災者の話を傾聴する姿勢を保ち、その人の持つ問題の本質を見極めることに努める。
	(2)セルフケア	被災者自らが行ったほうがよいことと、支援が必要なことを見極め、被災者の依存心を助長しないセルフケア能力が高まるような支援を行う。
	(3)家族間の関係調整	個人だけでなく家族の状況等を把握し、家族関係が良好になるように調整する。
	(4)潜在的ニーズの発見	表面化したニーズだけではなく、状況把握や会話から潜在的ニーズを把握する。
	(5)ケースワークの引継ぎ	誰が見てもわかるような情報の共有化を図る。
地域への 支援活動	(1)ニーズの明確化と問題の予測	ライフラインの断絶による衛生・栄養状態の悪化、近隣関係の崩壊によるストレスの増強等、地域での健康問題が漸次変化していくことに対応する。
	(2)コミュニティづくりの支援	災害前のコミュニティが維持できない状況では、近隣同士の新たなコミュニティがつけられるよう、関係・場づくりの支援を行う。
	(3)地域への情報提供と行政サービスの調整	関係機関との連携のもと、状況変化に応じて健康情報や生活情報をタイムリーに提供し、情報が行き渡るよう工夫し、住民の実態に応じた行政サービスが提供できるように調整する。

第5項 公衆衛生スタッフの活動形態

被災市町村における公衆衛生スタッフの活動形態は表6のとおり分類される。現地災害対策本部や、市町村役場の保健福祉部署で全体調整的業務を行う場合と、避難所等で被災者の健康管理等業務を行う場合がある。公衆衛生スタッフの支援のもと市町村保健師が中心となり、応援派遣公衆衛生スタッフ、医療救護班、住民代表、ボランティアセンター等連携した活動体制の早期確立を目指す。

表6 公衆衛生スタッフの活動形態

全体調整（企画・管理・運営）		健康管理
統括的事項	管理・運営的事項	避難所・地域健康管理事項
1 災害時保健活動計画の策定 ・健康課題の分析、活動計画の策定 2 情報管理 ・現地情報の確認、助言、 ・全体情報の整理、関係機関への報告 ・公衆衛生活動全体の調整 ・会議や関係機関への情報提供 3 体制づくり ・人員配置、勤務体制の調整 ・応援派遣公衆衛生スタッフの受入れ調整 ・スタッフへの方針提示・他課との連携調整 ・本庁や関係機関等への報告、調整 4 職員の健康管理 ・職員の心身疲労への対処に関する調整 5 原子力災害時における職員の被ばく状況把握 6 必要物品、設備の整備 7 関係者ミーティング	1 応援派遣公衆衛生スタッフへのオリエンテーション 2 被災者の健康管理 （避難所・地域健康管理事項と同じ） 3 避難所の公衆衛生上の管理 ・健康課題の把握と解決 ・社会資源の把握、調整 ・カンファレンス等の企画 ・生活衛生用品の点検 4 関係機関との連携 ・各種専門支援チーム（救護、心のケア、歯科保健、栄養、リハ、原子力災害医療等）との連携 ・関係機関等との現地連携体制づくり 5 自治会責任者等との連携 ・避難所等での健康づくり 6 関係者ミーティング	1 被災者の健康管理 ・健康状況、課題の把握 ・健康相談、健康教育、家庭訪問 ・環境整備 ・社会資源の活用調整 ・活動記録 2 関係者との連携 ・各種専門支援チーム（救護、心のケア、歯科保健、栄養、リハ、原子力災害医療等）との連絡調整 3 企画・管理・運営部門への報告、相談 4 関係者ミーティング ・ミーティング等への参画 ・カンファレンスへの参画 5 必要物品の点検、補充 ・健康相談等の必要物品 6 支援者（市町村役場職員等）の心身疲労への対処

第2節 フェーズ毎の公衆衛生活動

フェーズ毎の主な活動（表7）、公衆衛生活動実施上の留意点（表8）、各機関の具体的な活動（表9）を示す。

表7 フェーズ毎の主な活動

フェーズ	活動内容
避難情報発令時 (風水害・噴火災害の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報の収集 ・ 被災情報の収集 ・ 災害時公衆衛生活動の準備、活動方針の決定 ・ 避難所支援の準備、避難者への健康管理 ・ 避難行動要支援者等支援体制の準備、避難支援 ・ 通常業務の調整（中止・延期） ・ 職員配備の確認
フェーズ0【初動体制の確立】 (24時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の安全確保、応急対策 ・ 要配慮者への支援 ・ 情報収集と災害時公衆衛生活動方針の決定、保健活動計画の作成 ・ 通常業務の調整（中止・延期） ・ 被災者の健康管理・保健指導 ・ 安定ヨウ素剤の緊急配布・服用に係る支援（PAZ・準PAZ）
フェーズ1【緊急対策】 生命・安全の確保 (72時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の健康問題に応じた、保健、医療、福祉、介護関係派遣職員やボランティアの調整及び福祉避難所への移動の支援 ・ 避難生活における二次的な健康被害等の予防 ・ 在宅被災者の健康把握等の対応検討 ・ 原子力災害医療活動 ・ 安定ヨウ素剤の緊急配布・服用に係る支援（PAZ・準PAZ）
フェーズ2【応急対策】 生活の安定、避難所対策 (概ね4日目～1、2週間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集と災害時公衆衛生活動の方針決定 ・ 保健活動計画の見直し ・ 職員の健康管理体制の検討・実施 ・ 安定ヨウ素剤の緊急配布・服用に係る支援（UPZの避難・一時移転指示対象区域） ・ 避難退域時検査及び簡易除染（UPZの避難・一時移転指示対象区域）
フェーズ3【応急対策】 避難所～応急仮設住宅入居までの期間 (概ね1、2週間～1、2か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常業務再開 ・ 在宅被災者の健康状況に応じた公衆衛生活動の実施
フェーズ4【復旧・復興対策】 応急仮設住宅対策や新しいコミュニティづくり等 (概ね1、2か月以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健、医療、福祉、介護関係職員やボランティアの撤退にむけた調整 ・ 応急仮設住宅（民間借り上げ住宅含む）入居者の健康状況の把握 ・ 応急仮設住宅でのコミュニティ支援（集団健康教育、集いの場の提供等） ・ 中長期保健活動方針の検討 ・ 災害時公衆衛生活動状況のまとめ

表8 フェーズ毎の公衆衛生活動実施上の留意点

<p>(1) 災害規模や被災状況によって、初動体制や必要な公衆衛生活動は大きく異なるため、状況に応じた公衆衛生活動の対応が重要である。</p> <p>(2) 災害規模や被災状況により各フェーズの移行時期が異なるため、見極めが必要となる。</p> <p>(3) フェーズ毎に完結する活動だけでなく、フェーズが移行しても継続する活動、該当フェーズで完結できなかった活動、該当フェーズより先行して行うべき活動等があり、重層的に実施する必要がある。</p> <p>(4) 刻々と変化する状況を総合的に把握し、現状及び今後起こりうる課題等を見通した公衆衛生活動計画が必要である。</p>
--

表 9 フェーズ毎の各機関の具体的な活動

避難情報発令時 準備体制の確立(災害発生前) ※風水害・噴火災害時の場合	
本庁（環境生活部・保健福祉部）	
<ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡員会議の開催 2 被災情報の収集・避難情報発令の把握 3 気象情報等の収集と被害予測 4 被災地域の災害対応状況把握 	
保健福祉事務所（保健所）	
<ol style="list-style-type: none"> 1 被災情報の収集・避難情報発令の把握 2 気象情報等の収集と被害予測 3 管内市町村の災害対応状況把握 管内市町村と情報共有・連携 4 通常業務の調整準備と執務体制の起動準備 業務継続計画（BCP）に基づき、通常業務の中止・延期等について決定する。所内活動体制準備。被災市町村支援体制準備。 5 緊急を要するケースの安否確認（保健所職員が担当するケース）のリスト確認 	
避難情報発令対象地域市町村	
<ol style="list-style-type: none"> 1 被災情報の収集・避難情報発令の把握 2 気象情報等の収集と被害予測 3 公衆衛生活動体制の準備 ハザードマップの確認等による災害被害の予測。起こりうる公衆衛生活動の予測。人員体制の調整。指揮命令体制の確認。健康相談表等の準備。 4 避難所支援の準備、避難者の健康管理 避難所設置可能場所の確認。手洗い、防疫薬剤等衛生管理物品の準備。 5 避難行動要支援者等支援体制の準備、避難支援 避難行動要支援者名簿の準備。関係機関との連携。福祉避難所設置可能場所の確認。 6 通常業務の調整準備 業務継続計画（BCP）に基づき、通常業務の中止・延期等について決定する。 	
フェーズ0 初動体制の確立(災害発生後 24 時間以内)	
本庁（環境生活部・保健福祉部）	
<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置 2 施設設備の安全確保と執務体制の起動 業務継続計画（BCP）に基づき、通常業務の中止・延期等について決定する。 3 可能な限りの情報収集、災害の規模を想定した公衆衛生活動の方針の決定 (1) 情報を多角的に収集し、災害規模、被災状況、関係機関のニーズ等を把握する。 (2) 初動期の公衆衛生スタッフの業務稼働状況の把握、初動体制の整備を含めた公衆衛生活動計画を立案する。 4 保健所からの報告のまとめ・県災害対策本部への報告 5 宮城県保健医療福祉調整本部の設置・運営 (1) 保健医療福祉活動チームの派遣調整・受援体制の整備 (2) 災害規模・被災状況に応じ、県内外の応援体制の必要性を判断し、厚生労働省・環境省・その他関係機関との調整や必要に応じて保健医療福祉活動チームの派遣を要請するとともに、受援体制を整備する。 (3) 関係部局関係課室との情報共有・保健医療福祉活動に関する調整 (4) 保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析 6 保健所への情報提供 	
保 健 所	
<ol style="list-style-type: none"> 1 施設設備の安全確保と執務体制の起動 業務継続計画（BCP）に基づき、通常業務の中止・延期等について決定する。保健福祉事務所（保健所）被災者生活支援チームを設置する。 2 情報収集と支援方法の決定 所内職員の業務を調整し、以下の業務に取り組む。 (1) 管内の被災状況の把握と対策の検討 医療・保健・福祉関係施設の被害状況・被災全体像の把握、毒物劇物製造所等の被害状況の把握と助言指導 (2) 被災市町村の状況把握 被災の全体像の把握、避難所・救護所の設置状況・ライフライン（電気、上下水道、ガス、し尿処理等）の被害状況 3 被災市町村の公衆衛生活動状況の把握 保健センター等拠点施設の被災状況、職員の稼働状況、不足している医薬品・物品等 4 人的支援の調整と派遣等 被災市町村公衆衛生活動の支援、被災市町村へコーディネーター（保健師 1 名、事務職等 1 名）を派遣する。 被災市町村の要請に応じた派遣を検討する。 5 緊急を要するケースの安否確認（保健所職員が担当するケース） 	

在宅で常時人工呼吸器を使用している難病患者、小児慢性特定疾病児童等の安否を確認する。

6 所内情報共有・公衆衛生活動の方向性の確認

7 本庁主管課への報告と応援要請

8 地域保健医療福祉調整本部の設置・運営

- (1) 宮城県保健医療福祉調整本部との情報共有と連携
- (2) 派遣された保健医療福祉活動チームの指揮調整・派遣調整、受援体制の整備
- (3) 管内市町村や関係機関との情報共有・保健医療福祉活動に関する調整
- (4) 保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析

9 原子力災害医療活動

安定ヨウ素剤の服用に係る支援 (PAZ・準PAZ)

被災市町村 (下段*の実施主体は市町村)

1 施設設備の安全確保と執務体制の起動

業務継続計画 (BCP) に基づき、通常業務の中止・延期等について決定する。

2 情報収集

3 被災者の安全確保・救急対応

4 可能な限り情報収集・災害を想定した公衆衛生活動の方針の決定

被災市町村だけでは方針等の決定が難しい場合は、派遣されたコーディネーターを通じ、県保健所に協力を依頼する。

5 指揮命令系統の確認及び情報ルートの整理

地域保健医療福祉調整本部との情報共有と連携

6 必要に応じて、県保健所に公衆衛生スタッフ等の応援を要請

7 原子力災害医療活動

安定ヨウ素剤の緊急配布 (PAZ・準PAZ)

救命・救護*	避難所*	自宅滞在者*
<p>1 救護所の設置・運営への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社、医師会等の依頼を決定 ・DMAT や救護活動と公衆衛生活動の連携調整を行う。 ・医療機関と救護所の連絡・調整を行う。 <p>2 救護所・避難所設置の住民への周知</p> <p>3 医療機関の被害状況、診療状況の把握と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産 (分娩) 可能医療機関の情報提供 ・移送手段等の調整・確保 	<p>1 被災者の健康管理 (感染症サーベイランス含) 及び処遇調整</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 要配慮者等 <ul style="list-style-type: none"> ・健康状態の把握、安全を確保 (安全な居場所の確保等) する。 ・処遇調整 (福祉避難所・介護保険施設への移動等) を行う。 (2) 被災者 <ul style="list-style-type: none"> ・健康状態の把握、健康相談等を実施する。 ・健康上の問題のある者への支援 (医療・福祉サービス調整等) (3) 被災者の健康状態に応じて、夜間の健康管理 (宿直等) の実施及び有症者の個室の確保を検討する。 <p>2 衛生管理及び環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症予防対策に配慮する。 <p>3 避難所設置運営部署との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活用品 (衛生管理や健康上必要な物品) を確保する。 (2) 被災者のプライバシー (被災者同士のプライバシー、女性や多様な生活者及び障害者への配慮、マスコミ取材対応窓口の設置等) 確保。 (3) 住民不安への対応 (保健、医療、福祉等の情報提供、食事支援、栄養相談等) を行う。 	<p>1 要配慮者の安否確認 (各担当部署との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 訪問、電話などによる確認を行う。 (2) 救護所、避難所、医療機関、消防署等との連携による避難誘導及び処遇調整を行う。 <p>2 保健、医療、福祉の情報提供</p> <p>3 放射線防護措置の周知 (原子力災害時)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 放射線防護対策施設又は屋内退避施設での屋内退避を広報等で周知

フェーズ1 緊急対策 (災害発生後 72 時間以内)

本庁 (環境生活部・保健福祉部)

1 情報の収集及び公衆衛生活動方針の決定・公衆衛生活動計画の立案

- (1) 情報の多角的な収集、災害規模、被災状況、関係機関のニーズ (食料・水の確保等) の把握 (課題の確認)
- (2) 庁内検討会 (対策方法の整理・検討)
- (3) 初動期の公衆衛生スタッフの業務稼働状況の把握、初動体制の整備を含めた公衆衛生活動計画を立案

2 保健所からの報告をまとめ県災害対策本部への報告

3 宮城県保健医療福祉調整本部の運営

- (1) 保健医療福祉活動チームの派遣調整
 - 災害規模・被災状況に応じ、県内外の応援体制の必要性を判断し、厚生労働省・環境省・その他関係機関との調整や必要に応じて保健医療福祉活動チームの派遣を要請する。
- (2) 関係部局関係課室との情報共有・保健医療福祉活動に関する調整
- (3) 保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析

4 保健所への情報提供

保健福祉事務所 (保健所)

1 情報収集と支援方法の決定 (被災者生活支援チーム会議における所内情報共有・公衆衛生活動の方向性の確認)

- (1) 被災市町村の活動状況や抱える課題を確認し、市町村と協議の上、対応方法や役割を確認、支援の方針を決定する。
- (2) 被災市町村保健活動計画策定に対する支援や、活動に必要な情報提供を行う。

<p>2 地域保健医療福祉調整本部の運営</p> <p>(1) 宮城県保健医療福祉調整本部との情報共有と連携</p> <p>(2) 派遣された保健医療福祉活動チームの指揮調整・派遣調整、被災市町村からの要請に応じたマッチング、受援体制の整備</p> <p>(3) 管内市町村や関係機関との情報共有・保健医療福祉活動に関する調整</p> <p>(4) 保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析</p> <p>3 救命・救護への対応</p> <p>(1) 救護所や避難所の運営支援、衛生管理の確認</p> <p>(2) 避難所等の健康管理状況の把握と適正な運営に向けた調整、食事の提供状況の確認、要配慮者への配慮</p> <p>4 安否確認（保健所の担当するケース）</p> <p>電話や訪問による安否確認及び把握された問題に対する支援、担当ケースへの医療機関情報（医療機能、治療薬確保方法等）や交通情報の提供</p> <p>5 食料・水の確保・衛生管理と供給に関する支援</p> <p>6 ペットの保護等への対応</p> <p>市町村や公益社団法人宮城県獣医師会、動物愛護センターと調整し、負傷したペット・飼い主が被災し飼養困難となったペットの保護・保管</p> <p>7 本庁主管課への報告と応援要請・活動に必要な物資等の要求</p> <p>8 原子力災害医療活動</p> <p>安定ヨウ素剤の服用に係る支援（PAZ・準PAZ）</p> <p>9 災害廃棄物適正処理の支援</p>
--

被災市町村（下段*の実施主体は市町村）

<p>1 情報収集</p> <p>2 災害時公衆衛生活動の方針の決定</p> <p>3 通常業務の調整（中止・延期）</p> <p>4 関係機関との調整（応援要請等）</p> <p>5 保健・医療関係派遣職員及び保健・医療ボランティアの調整、受援体制の整備</p> <p>地域保健医療福祉調整本部との情報共有と連携</p> <p>6 原子力災害医療活動</p> <p>安定ヨウ素剤の緊急配布（PAZ・準PAZ）</p>

救命・救護*	避難所*	自宅滞在者*
<p>1 救護所運営への参画・協力</p> <p>・助産場所の設置・確保</p> <p>2 要配慮者への継続支援・慢性疾患患者の医療の確保と継続支援</p> <p>(例)</p> <p>・糖尿病</p> <p>・狭心症、心筋梗塞</p> <p>・高血圧</p> <p>・精神疾患</p> <p>・人工透析</p> <p>・在宅酸素療法者</p> <p>・人工呼吸器装着者</p> <p>・がん療養者</p> <p>・ストーマ保有等</p> <p>3 原子力災害拠点病院への移送</p>	<p>1 被災者の健康管理（感染症サーベイランス・栄養管理含）及び処遇調整</p> <p>(1) 要配慮者等</p> <p>・健康状態の把握、安全を確保（安全な居場所の確保）する。</p> <p>・処遇調整（福祉避難所、介護保険施設への移動等）を行う。</p> <p>(2) 被災者</p> <p>・健康相談の実施、被災者の健康状態に応じて、夜間の健康管理（宿直等）の実施、及び有症者の個室の確保を検討</p> <p>(3) 食事提供状況の把握</p> <p>2 健康教育の実施</p> <p>・感染症の予防、深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群）の予防、生活不活発病予防、心の健康等</p> <p>3 保健、医療、福祉に関する情報提供</p> <p>4 衛生管理及び情報提供</p> <p>・飲料水の衛生管理、食中毒予防、防じんマスクの配布、生活環境の衛生管理等</p> <p>5 避難所設置運営部署との連携</p> <p>・生活用品の確保、仮設トイレの確保、被災者のプライバシーの確保、住民不安への対応、ペット同伴避難への対応</p>	<p>1 要配慮者の安否確認（各担当部署との連携）</p> <p>(1) 避難誘導及び処遇調整、医療の継続支援</p> <p>(2) 日常生活維持のための情報把握と提供・調整（水、食糧、医療、住宅、電気、トイレ、入浴、医薬品、ミルク、生理用品、おむつ、燃料等）</p> <p>(3) 情報伝達手段、移動手段はあるか、協力者はいるか、二次災害の危険の有無</p> <p>2 健康相談（窓口、電話、訪問等）の実施</p> <p>必要に応じて継続支援、医療機関、専門機関等との処遇調整</p> <p>3 保健、医療、福祉に関する情報提供</p> <p>感染症の予防、深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群）の予防等</p> <p>4 健康調査のための検討及び準備</p> <p>健康調査等の実施方法の検討（目的、項目、時期、従事者、調査用紙の作成、調査によって把握された要支援者へのフォローなどについての検討</p> <p>5 放射線防護措置の周知（原子力災害時）</p> <p>放射線防護対策施設又は屋内退避施設での屋内退避を広報等で周知</p>

フェーズ2 応急対策（おおむね4日間から、1、2週間）
本庁（環境生活部・保健福祉部）
<p>1 情報の収集及び公衆衛生活動方針を決定、公衆衛生活動計画の見直し</p> <p>必要に応じて被災地に出向き、公衆衛生活動状況を把握し、活動上の課題の整理・明確化を図り、継続的に活動ができるよう、初期計画を見直す。</p> <p>2 広域的、総合的な災害に関する情報収集及び被災地への提供</p>

3 宮城県保健医療福祉調整本部の運営

- (1) 保健医療福祉活動チームの派遣調整・動員計画の見直し
- (2) 関係部局関係課室との情報共有・保健医療福祉活動に関する調整
- (3) 保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析

4 環境・衛生等の確保のための対応策の検討・国や市町村との連携した対応策の実施

災害廃棄物に起因する害虫や悪臭等への対応（専用相談窓口の設置と周知、環境調査、研修会の企画調整、住民向けパンフレットの作成等）

5 活動推進に必要な予算措置

6 関係部局関係各課室との情報共有と保健所への情報提供

被災者生活支援実施本部会議への参画

【東日本大震災の例】
沿岸部の津波被害により、ヘドロ、水産加工場から大量に流れ出た魚介類、収集しきれない家庭ゴミ、仮設トイレの衛生問題、悪臭の発生、ハエや蚊の大量発生、アスベスト等の粉塵による健康被害対策等を行った。

保健福祉事務所（保健所）

1 市町村災害時公衆衛生活動への支援

- (1) 市町村災害時保健活動計画の実施・変更・評価等への支援
- (2) 応援・派遣公衆衛生スタッフの調整等
公衆衛生活動に必要なスタッフの確保状況の確認、必要に応じてスタッフの派遣要請等に関する助言、スタッフの配置計画の作成等、活動体制整備、応援派遣公衆衛生スタッフのオリエンテーションの実施、依頼業務の調整、ミーティング（避難所職員・派遣公衆衛生スタッフ）等による情報共有と検討事項の協議
- (3) 公衆衛生活動の実施
避難所における公衆衛生活動、在宅被災者の健康状態把握、災害により中断した業務への支援
- (4) 災害時公衆衛生活動状況の集計・資料化

2 地域保健医療福祉調整本部の運営

- (1) 宮城県保健医療福祉調整本部との情報共有と連携
- (2) 派遣された保健医療福祉活動チームの指揮調整・派遣調整、被災市町村からの要請に応じたマッチング、受援体制の整備
- (3) 管内市町村や関係機関との情報共有・保健医療福祉活動に関する調整
- (4) 保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析

3 本庁主管課への情報提供・報告及び調整、活動に必要な物資の要求や管理

4 心のケア対策

D P A T等心のケアチームと連携した活動の実施（広報、相談体制の確保、継続支援）

5 生活環境へ影響を及ぼす災害廃棄物や悪臭等への対応

環境調査の実施、衛生対策を行う市町村への助言・指導等

6 ペットの保護等への対応

市町村や公益社団法人宮城県獣医師会、動物愛護センターと調整し、負傷したペット・飼い主が被災し飼養困難となったペットの保護・保管

7 原子力災害医療活動

安定ヨウ素剤の緊急配布、避難退域時検査及び簡易除染を実施（UPZの避難・一時移転指示対象区域）

被災市町村（下段*の実施主体は市町村）

1 情報収集

2 災害時保健活動計画の実施・評価・経過に応じた見直し

3 中止している通常業務の再開に向けた調整

4 保健、医療、福祉、介護関係派遣職員やボランティアの活動調整

地域保健医療福祉調整本部との情報共有と連携

5 支援者・職員の健康管理（休息の確保、健康相談、必要に応じ早期受診勧奨）

6 原子力災害医療活動

安定ヨウ素剤の緊急配布（UPZの避難・一時移転指示対象区域）

7 放射線に関する住民への広報活動

救命・救護*	避難所*	自宅滞在者*
<p>1 救護所運営への支援</p> <p>2 救護所の継続体制や撤退時期検討への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 医師会・関係機関等との協議・検討 (2) 24時間体制の必要性の検討 (3) 救護所撤退後の医療供給体制（受入れ可能な医療機関）の確認と住民への周知 <p>3 救護所で把握された経過観察者の引継ぎ方法の検討・調整</p>	<p>1 被災者の健康管理（感染症サーベイランス、栄養管理含）及び処遇調整</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 要配慮者等 <ul style="list-style-type: none"> ・安全確保（安全な居場所の確保等） ・避難所から応急仮設住宅・自宅等に移る準備に向けての処遇調整、医療、福祉サービスの調整 (2) 被災者 <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談の実施 (3) 食事提供状況の把握・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・栄養バランスのとれた食事が提供されるよう、調理担当者、弁当業者への指導や食糧配給管理部署への助言や支援 <p>2 健康教育の実施</p> <p>感染症の予防、深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群）の予防、生活不活発病予防、心の健康等</p>	<p>1 要配慮者や健康問題がある者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 医療の継続支援 (2) 生活再建の支援調整等 <p>2 健康相談（窓口、電話、訪問等）の実施</p> <p>3 保健、医療、福祉に関する情報提供</p> <p>感染症の予防、深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群）の予防、生活不活発病等</p> <p>4 心のケア対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) チラシによる周知

<p>4 原子力災害拠点病院への移送</p>	<p>3 保健、医療、福祉に関する情報提供</p> <p>4 衛生管理及び情報提供 飲料水の衛生管理、食中毒予防、防じんマスクの配布、生活環境の衛生管理等</p> <p>5 避難所設置運営部署との連携 生活用品の確保、被災者のプライバシーの確保、住民不安への対応</p> <p>6 心のケア対策 チラシによる周知、相談窓口の周知、専門機関との連携、専門スタッフ相談の実施</p>	<p>(2) 相談窓口の周知 (3) 専門機関との連携 (4) 専門スタッフによる相談の実施</p> <p>5 健康調査 (1) 健康調査の実施 (2) 調査によって発見された健康上の問題がある者等への支援、医療等関係機関との調整等</p> <p>6 放射線防護措置の周知（原子力災害時） (1) 放射線防護対策施設又は屋内退避施設での屋内退避を広報等で周知</p>
-------------------------------	---	---

<p style="text-align: center;">フェーズ3 応急対策（おおむね 1、2 週間から 1、2 か月）</p>		
<p>本庁（環境生活部・保健福祉部）</p>		
<p>1 被災後の推移、被災地の動向等を総合的に判断し、中長期的公衆衛生活動計画の策定 必要に応じて被災地に出向き、公衆衛生活動状況を把握し、活動上の課題の整理・明確化を図り、中長期的公衆衛生活動計画を策定する。</p> <p>2 広域的、総合的な災害に関する情報収集及び被災地への提供</p> <p>3 宮城県保健医療福祉調整本部の運営（フェーズ2と同じ）</p> <p>4 環境・衛生等の確保のための対応策の検討・国や市町村との連携した対応策の評価、見直し</p> <p>5 活動推進に必要な予算措置</p> <p>6 関係部局関係各課室との情報共有と保健所への情報提供 被災者生活支援実施本部会議への参画・被災者健康支援会議の設置</p>		
<p>保健福祉事務所（保健所）</p>		
<p>1 市町村災害時公衆衛生活動への支援（フェーズ2と同じ）</p> <p>(1) 市町村保健活動計画の実施・変更・評価等への支援</p> <p>(2) 応援・派遣公衆衛生スタッフの調整等 公衆衛生活動に必要なスタッフの確保状況の確認、必要に応じてスタッフの派遣要請等に関する助言、スタッフの配置計画の作成等、活動体制整備、応援派遣公衆衛生スタッフのオリエンテーションの実施、依頼業務の調整、ミーティング（避難所職員・派遣公衆衛生スタッフ）等による情報共有と検討事項の協議</p> <p>(3) 公衆衛生活動の実施 避難所における公衆衛生活動、在宅被災者の健康状態把握、災害により中断した業務への支援</p> <p>(4) 災害時公衆衛生活動状況の集計・資料化</p> <p>2 県災害対策本部（環境生活総務課・保健福祉総務課）への情報提供・報告及び調整</p> <p>3 地域保健医療福祉調整本部の運営（フェーズ2と同じ）</p> <p>4 心のケア対策（フェーズ2と同じ）</p> <p>5 生活環境へ影響を及ぼす災害廃棄物や悪臭等への対応（フェーズ2と同じ）</p> <p>6 支援者・職員の健康管理</p> <p>7 管内市町村との定期的な連絡会議の開催</p>		
<p>被災市町村（下段*の実施主体は市町村）</p>		
<p>1 情報収集</p> <p>2 中長期的保健活動計画の実施・評価、経過に応じた見直し</p> <p>3 通常業務再開に向けても調整・再開</p> <p>4 保健、医療、福祉、介護関係派遣職員やボランティア撤退に向けての調整 地域保健医療福祉調整本部との情報共有と連携</p> <p>5 市町村内の関係機関連絡会議等の開催（長期化する場合）</p> <p>6 支援者・職員の健康管理（休息の確保、健康相談、必要に応じ早期受診勧奨）</p> <p>7 放射線に関する住民への広報活動</p>		
<p>救命・救護*</p>	<p>避難所*</p>	<p>自宅滞在者*</p>
<p>1 救護所運営への支援</p> <p>2 救護所の継続体制や撤退時期検討への参画 (1) 医師会・関係機関等との協議・検討 (2) 24時間体制の必要性の検討</p>	<p>1 被災者の健康管理及び処遇調整 (1) 要配慮者等 ・避難所から応急仮設住宅・自宅等に移る準備に向けての処遇調整 (2) 被災者 ・健康相談の実施（必要に応じて夕方、夜間に実施）</p>	<p>1 要配慮者や健康問題がある者への支援 (1) 医療の継続支援 (2) 生活再建の支援調整等</p> <p>2 健康相談（窓口、電話、訪問等）の実施</p>

<p>(3) 救護所撤退後の医療供給体制（受入れ可能な医療機関）の確認と住民への周知</p> <p>3 救護所で把握された経過観察者の引継ぎ事項の確認や、地元医療機関との連絡調整への協力</p>	<p>(3) 栄養提供状況の把握・支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養バランスのとれた食事が提供されるよう、調理担当者、弁当業者への指導や食糧配給管理部署への助言や支援 <p>2 健康教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防、深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群）の予防、生活不活発病予防、心の健康等 <p>3 保健、医療、福祉に関する情報提供</p> <p>4 衛生管理及び環境調整</p> <p>5 避難所設置運営部署との連携</p> <p>食品の取扱いに関する全般的な衛生管理、寝具の清潔、身体清潔保持、ゴミ・トイレの衛生管理、蚊、ハエ、ゴキブリへの対策、同伴避難したペットの飼養管理等の支援</p> <p>6 心のケア対策</p> <p>チラシによる周知、相談窓口の周知、専門機関との連携、専門スタッフによる相談の実施</p> <p>7 応急仮設住宅入居者健康調査の検討及び準備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 実施目的の明確化と共有 (2) 調査項目、時期、従事者、調査用紙等の検討と作成 	<p>3 保健、医療、福祉に関する情報提供</p> <p>感染症の予防、深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群）の予防、生活不活発病等</p> <p>4 心のケア対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) チラシによる周知 (2) 相談窓口の周知 (3) 専門機関との連携 (4) 専門スタッフによる相談の実施 <p>5 健康調査</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康調査の実施 (2) 調査によって発見された健康上の問題がある者等への支援、医療等関係機関との調整等 (3) 健康状態把握後のまとめ、データ整理
--	---	--

フェーズ4 復旧・復興対策(おおむね 1、2 か月以降)	
本庁（環境生活部・保健福祉部）	
<p>1 被災後の状況を総合的に判断し、必要に応じて中長期的公衆衛生活動計画の見直し</p> <p>2 広域的、総合的な災害に関する情報収集及び被災地への提供</p> <p>3 宮城県保健医療福祉調整本部の運営（フェーズ2と同じ）</p> <p>4 被災地の公衆衛生・福祉活動のまとめと検証</p> <p>フェーズに沿った災害活動や組織内対応、関係機関連携状況等の分析評価、活動のまとめ（報告書）の作成</p> <p>5 調査研究等への積極的な支援</p> <p>6 災害に関係した研修会、会議等の開催</p> <p>市町村の活動状況の共有、情報交換の場を設け、今後の活動につなげる</p> <p>7 関係部局関係各課室との情報共有と保健所への情報提供</p> <p>被災者生活支援調整会議の企画・運営</p>	
保健福祉事務所（保健所）	
<p>1 長期的な視点に立った市町村災害時公衆衛生活動への支援</p> <p>2 公衆衛生活動のまとめと評価</p> <p>災害時公衆衛生活動状況の集計・資料化</p> <p>3 県主管課への情報提供・報告及び調整</p> <p>4 地域保健医療福祉調整本部の運営（フェーズ2と同じ）</p> <p>5 心のケア対策</p> <p>6 支援者・職員の健康管理</p> <p>7 管内市町村との定期的な連絡会議の開催</p> <p>8 被災者生活支援チーム会議における所内情報共有</p>	
被災市町村（下段*の実施主体は市町村）	
<p>1 情報収集</p> <p>2 生活再建に重点を置いた保健活動計画の実施・評価、経過に応じた見直し</p> <p>生活再建に必要な新たな活動のための施策化・予算措置</p> <p>3 住民の健康管理及び新しい生活への支援</p> <p>定期的な健康相談の開催、健康上の問題について自治会等との協議、コミュニティーづくりへの支援</p> <p>4 心のケア対策</p> <p>心の問題を早期発見できる体制づくりと広報の活用</p> <p>うつ傾向、閉じこもりがちの人を早期に把握し、孤立しない対策の検討</p> <p>5 通常業務再開に向けた調整・再開</p> <p>6 保健、医療、福祉、介護関係派遣職員やボランティア撤退時期の検討・調整</p> <p>地域保健医療福祉調整本部との情報共有と連携</p> <p>7 市町村内の関係機関連絡会議等の開催（長期化する場合）</p> <p>8 支援者・職員の健康管理（休息の確保、健康相談、必要に応じ早期受診勧奨）</p> <p>9 放射線に関する住民への広報活動</p>	

救命・救護*	避難所・応急仮設住宅*	自宅滞在者*
1 通常の医療体制に移行	1 健康調査・食生活調査の実施及び必要な支援 (1) 健康調査の実施 支援が必要な者への継続支援、医療機関・専門機関との調整 (2) 定期的な健康相談（窓口、電話、訪問等）の実施 2 要配慮者（一人暮らし高齢者、高齢者世帯等）の健康状態の把握 (1) 健康課題の早期把握、生活状況の悪化や孤立死の予防 (2) 保健推進員、訪問ボランティア、自治組織等による安否確認（声がけ訪問）等との連携 3 心のケア対策 健康相談や講演会等の実施（うつ、アルコール依存症、PTSD等） 4 入居者同士のコミュニティーづくりの支援 (1) 自治会等の地域代表と健康問題や今後の活動について話し合いを行う。 【具体的な活動例】 ・ 応急仮設住宅単位での自主活動への支援 ・ 乳幼児の遊びの広場や高齢者等の集い場の提供 ・ ボランティアの活用 5 応急仮設住宅から自宅等に移る者への支援 (1) 支援が必要な者について、処遇調整（保健、福祉、介護相互の連携による） 6 保健、医療、福祉に関する情報提供 7 応急仮設住宅建設計画時におけるペット飼養への助言	1 要配慮者や健康問題がある者への支援 (1) 医療の継続支援 (2) 生活再建の支援調整等 2 健康相談（窓口、電話、訪問等）の実施 3 保健、医療、福祉に関する情報提供 感染症の予防、深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群）の予防、生活不活発病等 4 心のケア対策 5 新たな交流やコミュニティーづくりの支援

<フェーズ毎の市町村保健活動と支援を行う主な専門職の活動>

フェーズ毎に被災市町村の現場において、市町村保健活動の支援を行う保健師、管理栄養士、リハビリテーション専門職の主な活動内容について表 10 に示す。◎は主な活動職種、○は協力職種を示しているが、現場の状況に応じて他の職種からの協力も得ながら活動する。

表 10 フェーズ毎の活動内容と主な専門職種の具体的な活動と役割

フェーズ0【初動体制の確立】(災害発生後 24 時間以内)				
	活動内容	保健師	管理栄養士	リハ職
避難所	○避難者の健康管理及び処遇調整 ・ 健康状態の把握、健康相談の実施 ・ 健康上の問題のある者への支援（医療・福祉サービス調整等） ・ 安全確保（安全な居場所の確保等） ・ 被災者の健康状態に応じて、夜間の健康管理（宿直等）の実施、及び有症者の個室の確保を検討 ・ 処遇調整（介護保険施設、福祉避難所への移動等） ○衛生管理及び環境整備 ○避難所設置運営部署との連携 ・ 生活用品の確保（衛生管理や健康上必要な物品に留意） ・ 被災者のプライバシー（被災者同士のプライバシー、女性や多様な生活者及び障害者への配慮、マスコミ取材対応窓口の設置等）確保。 ・ 住民不安への対応（保健、医療、福祉等の情報提供、食事支援、栄養相談等）	◎	○	○
自宅滞在者	○要配慮者の安否確認（各担当部署との連携） ・ 訪問、電話などによる確認 ・ 救護所、避難所、医療機関、消防署等との連携による避難誘導及び処遇調整 ○保健、医療、福祉の情報提供	◎	○	○

救命・救護	○救護所の設置・運営への参画 ○救護所設置・避難所設置について住民に周知 ○医療機関の被害状況や診療状況の把握	◎	○	○
フェーズ1【緊急対策】生命・安全の確保(災害発生後 72 時間以内)				
	活動内容	保健師	管理栄養士	リハ職
避難所	○避難者の健康状態の把握、環境調整 ○健康相談の実施（日中不在者のため、夕方、夜間も実施） ○住民不安への対応 ○保健、医療、福祉に関する情報提供	◎	○	○
	○食事提供状況の把握 ○炊き出し実施者への支援 ○食中毒予防に関する支援	○	◎	
	○健康面からみた避難所不適合者の発見	◎		
	○福祉避難所への移動勧奨	○		◎
	○生活用品の確保 ○避難所のプライバシーの確保	◎		
	○健康教育の実施 ・感染症の予防、こころの健康 ・栄養、食生活 ・深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群）の予防、運動機能低下の予備等	◎	◎	
	○要配慮者支援 ・安全確保（安全な居場所の確保等） ・処遇調整（介護保険施設、福祉避難所への移動等） ・医療、福祉サービスの調整 ・腎疾患患者、糖尿病患者等に関する支援	◎	○	
	・離乳食やミルク、高齢者用の食品、食物アレルギー対応食品、栄養補助食品等の確保 ・福祉用具の提供・調整による生活環境整備や運動機能の維持 ・回復などによる ADL の自立支援 ・生活や療養に必要な物資に関する支援	○	◎	◎
		◎	○	○
	自宅滞在者	○要配慮者の安否確認（各担当部署との連携） ・避難誘導及び処遇調整、医療の継続支援 ・日常生活維持のための情報把握と提供・調整（水、食糧、医療、住宅、電気、トイレ、入浴、医薬品、ミルク、生理用品、おむつ、燃料等） ・情報伝達手段はあるか、移動手段はあるか、協力はいるか、二次災害の危険の有無	◎	
○保健、医療、福祉に関する情報提供 ・感染症の予防、深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群）の予防、生活不活発病予防、こころの健康 等		◎	○	○
○健康調査・食事調査のための検討及び準備 ・健康調査等の実施方法の検討（目的、項目、次期、従事者、調査用紙の作成等） ・調査によって把握された要支援者へのフォローについての検討		◎	○	○
救命・救護	○要配慮者への継続支援・慢性疾患患者の医療の確保と継続 （例）・糖尿病 ・狭心症、心筋梗塞 ・高血圧 ・精神疾患 ・人工透析 ・在宅酸素療法者 ・人工呼吸器装着者 ・がん療養者 ・ストーマ保有 等	◎		

フェーズ2【応急対策】生活の安定、避難所対策(おおむね 4 日から、1、2 週間)				
	活動内容	保健師	管理栄養士	リハ職
避難所	○避難者の健康状態の把握、環境調整 ○健康相談の実施 ○保健、医療、福祉に関する情報提供	◎	○	○
	○心のケア対策 ・チラシによる周知、相談窓口の周知、専門機関との連携、専門スタッフによる相談の実施	◎		

	○食事提供状況の把握 ○炊き出し実施者への支援 ○食中毒予防に関する支援 ○市町村の食糧配給を担当する部署への助言や支援		◎	
	○福祉用具の提供、調整			◎
	○健康教育の実施 ・感染症の予防、・こころの健康	◎		
	・栄養、食生活		◎	
	・深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群）の予防、生活不活発病予防 等			◎
	○要配慮者支援 ・安全確保（安全な居場所の確保等） ・処遇調整（避難所から応急仮設住宅・自宅等への移動等） ・医療、福祉サービスの調整	◎		
	・腎疾患、糖尿病患者に関する支援	◎	○	
	・離乳食やミルク、高齢者用の食品、食物アレルギー対応食品等の確保		◎	
自宅滞 在者	○健康相談（窓口、電話、訪問等）の実施 ○保健、医療、福祉に関する情報提供	◎	○	○
	○心のケア対策 ・チラシによる周知、相談窓口の周知、専門機関との連携、専門スタッフによる相談の実施	◎		
	○健康調査・食事調査の実施及び必要な支援 ・調査によって発見された健康上の問題がある者等への支援、医療等関係機関との調整等	◎	○	○
	○要配慮者や健康問題がある者への支援 ・医療の継続支援、生活再建の支援調整等	◎		
	・腎疾患、糖尿病患者等に関する支援	◎	○	
	・離乳食やミルク、高齢者用の食品、食物アレルギー対応食品等の確保		◎	
救 護	○生活や療養に必要な物資に関する支援	○		◎
	○救護所で把握された経過観察者の引継ぎ方法の検討・調整	◎		

フェーズ3【応急対策】避難所～応急仮設住宅入居までの期間（おおむね1、2週間から1、2か月）				
	活動内容	保健師	管理栄養士	リハ職
避難所	○避難者の健康管理 ○健康相談の実施（必要に応じて、夕方、夜間にも実施） ○保健、医療、福祉に関する情報提供	◎	○	○
	○避難所設置運営部署との連携 ・温度管理、・寝具の清潔、・身体清潔保持、・トイレの衛生管理 等	◎		
	○要配慮者支援 ・処遇調整（避難所から応急仮設住宅・自宅等へ移る準備に向けて） ・腎疾患、糖尿病患者等に関する支援	◎	○	
	・離乳食やミルク、高齢者用の食品、食物アレルギー対応食品等の確保		◎	
	・福祉用具の提供・調整による生活環境整備や運動機能の維持・回復などによるADLの自立支援			◎
	○心のケア対策 ・チラシによる周知、相談窓口の周知、専門機関との連携、専門スタッフによる相談の実施	◎		
	○食事提供状況の把握 ○炊き出し実施者への支援 ○食中毒予防に関する支援 ○市町村の食糧支援を担当する部署への助言や支援 ○弁当業者への指導		◎	

	○健康教育の実施 ・感染症の予防、・こころの健康	◎		
	・栄養、食生活		◎	
	・ADLの自立支援	○		◎
自宅 滞在者	○健康相談（窓口、電話、訪問等）の実施 ○保健、医療、福祉に関する情報提供	◎	○	○
	○要配慮者や健康問題がある者への支援 ・医療の継続支援、生活再建の支援調整等	◎		
	○要配慮者や食事や栄養状態に問題がある者への支援		◎	
	○心のケア対策 ・チラシによる周知、相談窓口の周知、専門機関との連携、専門スタッフによる相談の実施			
	○健康調査・食生活調査の実施 ・調査によって発見された健康上の問題がある者等への支援、医療等関係機関との調整等 ・健康状態、食事状況把握後のまとめ、データ整理	◎	◎	◎
応急 仮設 住宅	○応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）入居者健康調査・食生活調査の検討及び準備 ・実施目的の明確化と共有 ・調査項目、時期、従事者、調査用紙等の検討と作成	◎	○	○
	○要配慮者への支援 ・福祉用具の提供・調整による生活環境整備や運動機能の維持・回復などによるADLの自立支援	○		◎
救命・ 救護	○救護所で把握された経過観察者の引継ぎ事項の確認や、地元医療機関との連携調整への協力	◎		
その他	○市町村健康事業への支援	◎	◎	◎

第3節 DMAT・医療救護班等による医療活動と災害時公衆衛生活動の連携

発災直後から、フェーズ1までは、緊急対策として生命・安全の確保が最重要課題となる。

保健福祉事務所（保健所）は、図5のように、ライフライン等の基本情報・地域の被災情報、医療機関情報、避難者の状況、避難所情報等を把握し、大規模災害時医療救護活動マニュアルで定める地域災害医療コーディネーター等と共有する。これらの情報は、「被災者の救護」や「医療チームの調整」に活用される。（図6）

保健所長は、管内医療機関の災害医療コーディネーターとともに、平時から緊急連絡網の作成等による連絡方法等の確認を行い、管轄地域における医療救護活動と公衆衛生活動の調整を行う。

表 11 DMAT・医療救護班等による医療活動と災害時公衆衛生活動との連携

	主な内容
DMAT・医療救護班による医療活動	<ul style="list-style-type: none"> ・病院支援（派遣先の病院の医療活動を支援） ・現場活動（消防機関等と連携し、トリアージや緊急処置等を行う。） ・傷病者の搬送時における診療 ・広域医療搬送（広域医療搬送拠点での臨時医療行為及び航空機内における患者の症状安定化や処置等） ・助産、遺体の検案への協力
DPATIによる保健医療福祉活動	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療機関の機能補完 ・被災地での精神保健活動の支援 ・支援者への支援 ・精神保健医療に関する普及啓発
災害時公衆衛生活動	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における救護所の設置状況（①設置場所、②連絡方法及び責任者氏名、③傷病者の状況（人数、傷病程度など）、④医療救護活動の状況、⑤医療救護班派遣の必要性、⑥医薬品の必要性）について把握し、医療政策課に報告する。 ・被災市町村の救護所の設置への協力

- ・在宅医療機器装着患者等の医療を要する避難行動要支援者等の把握と、必要な医療の確保のための連携
- ・避難所巡回や訪問活動等を通じ、医療ニーズを把握し、地域災害医療コーディネーター等に情報提供を行う。
- ・避難所巡回や訪問活動等を通じ、健康阻害要因を把握し、環境の改善、疾病予防のための指導教育活動等を行う。

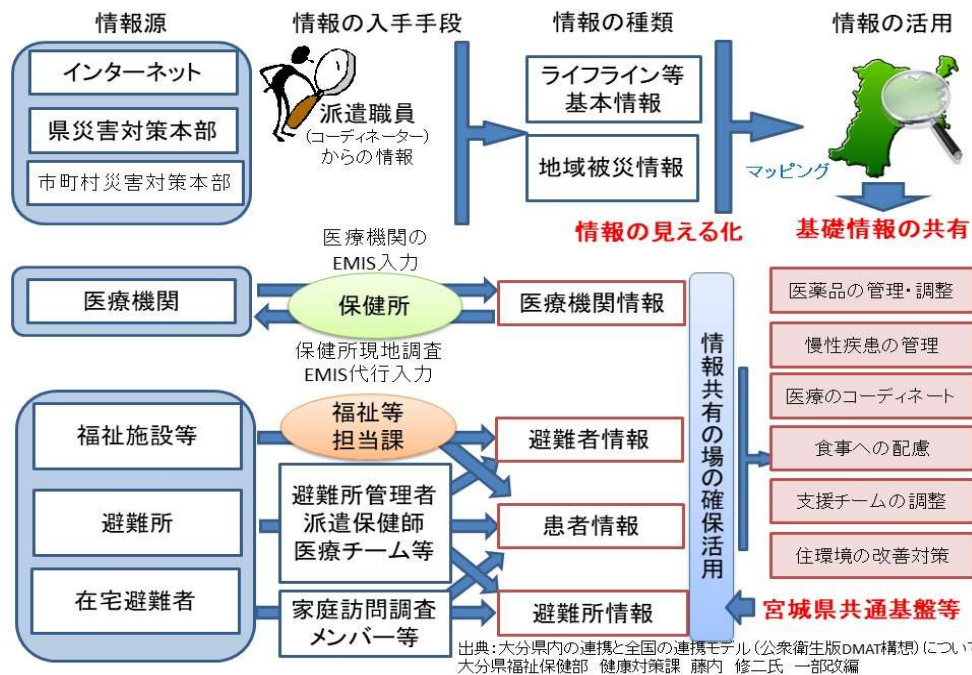


図 5 どんな情報をどこから、どうやって収集するか（参考例）

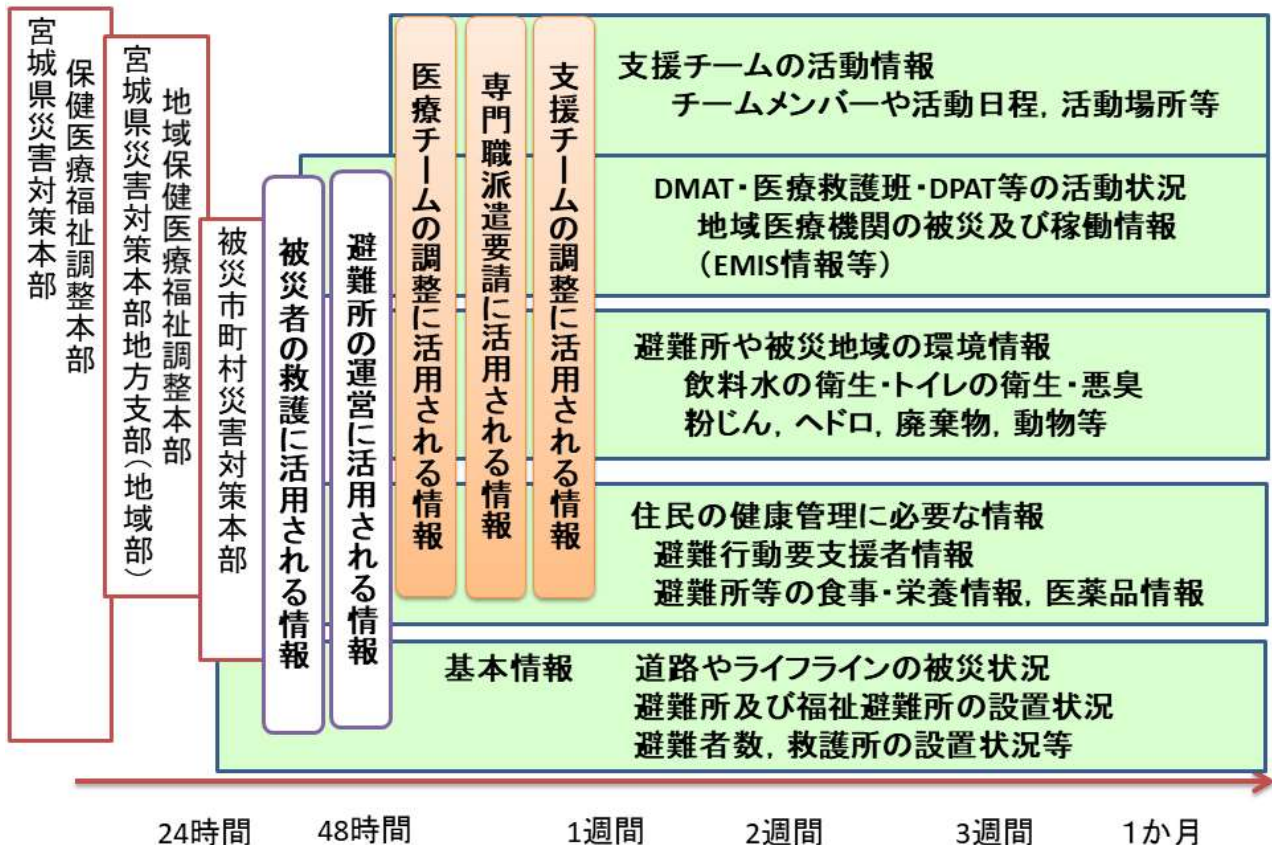


図 6 収集した情報の活用（参考例）

